

11 2019 November

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2019 12 1 月 火 水 木 金 土 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					1 友引	2 先負
3 仏滅 文化の日	4 大安 振替休日	5 赤口	6 先勝	7 友引	8 先負	9 仏滅
10 大安	11 赤口 <small>10月分の源泉所得等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(10月雇入分)</small>	12 先勝	13 友引	14 先負	15 仏滅	16 大安
17 赤口	18 先勝	19 友引	20 先負 <small>健康保険被扶養者状況リスト等 の提出</small>	21 仏滅	22 大安	23 赤口 勤労感謝の日
24 先勝	25 友引	26 先負	27 大安	28 赤口	29 先勝	30 友引

11 総務・経理のお仕事カレンダー 月の**税務**と**労務**



税務

- 10月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 11月11日(月)まで
- 2019年9月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。
→ 決算応当日(月末決算では2019年12月2日(月))まで
- 2020年3月決算法人の中間申告(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では2019年12月2日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち2019年12月・2020年3月・6月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では2019年12月2日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち8月・9月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では2019年12月2日(月))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(10月雇入分)
→ 11月11日(月)まで

- 健康保険の被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届の提出 **Check!**
★協会けんぽでは毎年、被扶養者資格の再確認を実施
→ 11月20日(水)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の10月雇入・離職分)
→ 12月2日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(10月分)
→ 12月2日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

消費税率引上げに伴う 住宅購入支援策の税務・労務

すまい給付金(最大50万円)・次世代住宅ポイント(最大35万円)について、税務・労務の注意点を説明します。

【税務上の注意点】

すまい給付金や次世代住宅ポイント(交換時等)の合計が50万円を超える場合は原則として一時所得となります。一時所得は年末調整の対象とならず、原則として受給者本人が、確定申告をする必要があります。

【労務上の注意点】

給与所得者(被保険者)の社会保険料は給与額を基に決定するため、すまい給付金や次世代住宅ポイントは社会保険料に影響しません。



5分で読める! 税務基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



利益が出ても納税は不要?

法人税は、事業年度を基準として税金計算が行われるため、事業年度によって赤字になったり、黒字になったりするような会社については、単年度だけで税金計算を行ってしまうと税負担が不合理な結果となってしまいます。

そこで、税負担の調整を図るために、過去の赤字

を当期の黒字から控除できる制度(欠損金の繰越控除制度)が設けられています。

よって、赤字が生じた場合には、その赤字を将来に向かって繰り越し、翌事業年度以降に発生する黒字から控除することによって、控除した事業年度の納税を減額することができます。

● 欠損金の繰越控除制度

中小法人等^{*1}の各事業年度において生じた欠損金で下記の要件を満たす場合には、翌事業年度以降10年^{*2}間にわたり、その欠損金を各事業年度の所得金額を限度として損金の額に算入することができます。

なお、中小法人等以外の会社は、欠損金の控除限度額が「欠損金控除前所得金額 × 50%」に制限されています。

*1 資本金の額等が1億円以下の法人等(資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子法人等を除く)をいいます。

*2 平成20年4月1日以後終了事業年度から平成30年3月31日以前開始事業年度までに生じた欠損金は9年

適用要件

- (1) 欠損金の生じた事業年度において青色申告書を提出していること
- (2) 欠損金の生じた事業年度以降、連続して確定申告書を提出していること
(途中で無申告の事業年度がある場合には、適用されません)
- (3) 帳簿書類を10年^{*2}間保存していること

● 欠損金の繰越控除の流れ

■ 中小法人等の場合

	青色確定申告			
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
所得金額	赤字 △150	赤字 △100	赤字 △200	黒字 300
欠損金控除額				300
控除後所得金額				0

繰越欠損金残高	H28年度	△150	△150	△150	0
	H29年度		△100	△100	0
	H30年度			△200	△150
	合計	△150	△250	△450	△150

古い事業年度に発生した欠損金から順次控除し、10年^{*2}間で控除しきれなかった欠損金は切り捨てられます。

■ 中小法人等以外の場合

	青色確定申告			
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
所得金額	赤字 △150	赤字 △100	赤字 △200	黒字 300
欠損金控除額				150*
控除後所得金額				150

繰越欠損金残高	H28年度	△150	△150	△150	0
	H29年度		△100	△100	△100
	H30年度			△200	△200
	合計	△150	△250	△450	△300

*欠損金控除前所得金額 (300) × 50%

古い事業年度に発生した欠損金から順次控除し、10年^{*2}間で控除しきれなかった欠損金は切り捨てられます。



中小の赤字会社に対する優遇措置

赤字会社に対する優遇措置として、「欠損金の繰越控除制度」以外に、中小法人等については、当期が赤字となった場合、前期の黒字と通算して税金を計算し、納めすぎとなった税金が還付される制度(欠損金の繰戻し還付制度)が設けられています。